CyberAgent

株　主　各　位

証券コード4751
平成21年12月１日

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番１号
株式会社サイバーエージェント
代表取締役社長CEO　　藤田　晋

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか、議決権行使書記載の当社議決権行使サイト（http://www.webdk.net）にアクセスし、３頁の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧の上、電磁的方法（インターネット）によりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成21年12月17日（木曜日）午後６時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成21年12月18日（金曜日）午後１時

２．場　　所　東京都渋谷区桜丘町26番１号
セルリアンタワー東急ホテル内　地下２階ボールルーム
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第12期（平成20年10月１日から平成21年９月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第12期（平成20年10月１日から平成21年９月30日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　当社取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

４．招集にあたっての決定事項

(1) 代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 議案に対して賛否の記載がない場合

書面による議決権行使の際に議案に対して賛否の記載がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取扱いいたします。

(3) 重複行使の取扱い

議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。

またインターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

(4) 議決権の不統一行使

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（http://www.cyberagent.co.jp/ir/）に掲載させていただきます。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1．インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。

【議決権行使サイトＵＲＬ】　http://www.webdk.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。

3．インターネットによる議決権行使は、平成21年12月17日（木曜日）午後６時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。

4．書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5．インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

6．議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

① インターネットにアクセスできること。

② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用することができること。

③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人　住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】　0120-186-417（24時間受付）

〈用紙の請求等、その他のご照会〉　0120-176-417（平日午前９時～午後５時）

（提供書面）

事　業　報　告

（平成20年10月１日から
平成21年９月30日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及びその成果

総務省の発表によりますと、インターネットコンテンツ市場は平成19年に9,772億円（前年比11.5％増加）に拡大し、１兆円規模にまで市場成長が続いております。携帯電話の通信サービスの高速化、定額制の普及などインターネット利用環境の進化が市場成長を後押ししています。今後もインターネットビジネスは、ブログ、ソーシャルネットワーキングサービスなど近年新しく台頭したサービスを集客基盤とし、コミュニティサービスやモバイルコンテンツ事業などの分野がますます拡大を続けていくと予想されます。

このような環境のもと、当社グループは、注力事業「Ameba」を中心とした高収益なインターネットメディア事業のサービス拡充、インターネット広告代理事業における生産性の向上に引き続き努めてまいりました。特に「Ameba」につきましては、国内ブログサービスナンバーワンの地位を確立し、期初の目標であった閲覧数100億PVを前倒しに達成（平成21年９月のPV数は107.9億PV）するとともに、広告収入の増収に加え、利用者からの課金収入が増加したため、第４四半期には、四半期において黒字転換しております。

当社グループの当連結会計年度の売上高は、インターネット広告代理事業において一部業種に景気悪化の影響はあったものの、「Ameba」の順調な拡大等により93,897百万円（前年同期間87,097百万円、7.8％増加）となりました。営業利益に関しましては、前連結会計年度の投資育成事業における営業利益貢献1,019百万円がなくなったものの、メディア（広告・課金・コンテンツ）事業の業績の順調な推移、「Ameba」の売上高拡大に伴うメディア（ブログ関連）事業の損益改善等により、4,483百万円（前年同期間4,629百万円、3.1％減少）となり、経常利益は4,347百万円（前年同期間4,507百万円、3.6％減少）となりました。当期純利益に関しましては、税金費用等の計上により1,268百万円（前年同期間1,030百万円、23.1％増加）となりました。

事業の種類別セグメントの概況は次のとおりであります。

ⅰ．メディア（ブログ関連）事業

メディア（ブログ関連）事業には、「Ameba」、「アメーバピグ」、「プーペガール」及び「MicroAd」等のメディアを運営する事業等が属しております。

「Ameba」の平成21年9月のPV数は107.9億PVと前年同月の56.2億PVと比べて51.7億PV増と大幅に増加しました。当事業におきましては、「Ameba」のPV増加を最重要指標として先行投資を継続しながらも、「アメーバピグ」等の課金サービスを開始する等、本格的に収益化の取り組みを行ってまいりました。

この結果、売上高は5,526百万円（前年同期間3,571百万円、54.7％増加）、営業損益は529百万円の損失計上（前年同期間1,758百万円の損失計上）となりました。

ⅱ．メディア（広告・課金・コンテンツ）事業

メディア(広告・課金・コンテンツ）事業には、㈱シーエー・モバイルグループを中心としたモバイル広告、㈱ECナビにおける価格比較サイト、㈱ジークレストにおけるオンラインゲーム課金、㈱サイバーエージェントFXによる外国為替証拠金取引等が属しております。当事業におきましては、会員数等が順調に増加した結果、売上高は33,020百万円（前年同期間27,289百万円、21.0％増加）、営業損益は4,194百万円の利益計上（前年同期間4,134百万円の利益計上、1.5％増加）となりました。

ⅲ．メディア（コマース）事業

メディア（コマース）事業には、㈱ネットプライス運営の「ギャザリング(共同購入)」等のオンラインショッピング事業が属しております。当事業におきましては、引き続き経費削減に努めながら、景気低迷に対応した低価格戦略による売上高増加に注力するとともに、グローバルショッピング事業「sekaimon」等の海外関連の新規事業にも取り組んでまいりました。

この結果、売上高は18,199百万円（前年同期間17,537百万円、3.8％増加）、営業損益は638百万円の利益計上（前年同期間744百万円の利益計上、14.3％減少）となりました。

ⅳ．インターネット広告代理事業

インターネット広告代理事業には、当社インターネット広告事業本部を中心とした広告代理事業やSEM（検索エンジンマーケティング）事業等が属しております。当事業におきましては、景気の悪化が広告市況に影響を及ぼす中、顧客ニーズに沿った提案を行い、広告出稿の獲得に努めるとともに、生産性の向上

に努めてまいりました。

この結果、売上高は41,356百万円（前年同期間41,632百万円、0.7％減少）、営業損益は559百万円の利益計上（前年同期間488百万円の利益計上、14.4％増加）となりました。

ｖ．投資育成事業

投資育成事業には、当社におけるコーポレートベンチャーキャピタル事業、㈱サイバーエージェント・インベストメントにおけるファンド運営等が属しており、キャピタルゲインを目的とした有望なベンチャー企業の発掘・育成・価値創造等を行っております。当事業におきましては、保有している上場株式の売却等により、売上高は222百万円（前年同期間2,109百万円、89.5％減少）、営業損益は389百万円の損失計上（前年同期間1,019百万円の利益計上）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は982百万円で、主要なものはサーバー及びネットワーク関連機器の購入に伴うものであります。

③ 資金調達の状況

当社は、平成21年３月27日に第１回無担保社債1,000百万円を発行いたしました。また、平成21年３月31日に長期借入金400百万円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第　9　期 (平成18年９月期)	第　10　期 (平成19年９月期)	第　11　期 (平成20年９月期)	第　12　期 (当連結会計年度) (平成21年９月期)
売 上 高 （百 万 円）	60,115	76,007	87,097	93,897
営 業 利 益 （百 万 円）	4,342	5,501	4,629	4,483
当期純利益（百万円）	4,300	2,016	1,030	1,268
１株当たり当期純利益（円）	6,536.49	3,055.49	1,587.04	1,955.96
総 資 産 （百 万 円）	59,411	49,162	62,911	67,291
純 資 産 （百 万 円）	38,608	31,170	30,146	31,579
１株当たり純資産額（円）	48,492.18	38,645.57	37,317.27	39,687.65

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

②　重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社サイバーエージェントFX	490百万円	100.0%	外国為替証拠金取引事業
株式会社ECナビ	372百万円	75.2%	インターネットメディアの企画・制作・運営・販売事業
株式会社シーエー・モバイル	1,889百万円	73.9%	モバイル専門の広告、コンテンツ事業、EC事業
株式会社ジークレスト	239百万円	59.3%	オンラインゲームの企画・開発・運営・販売事業
株式会社ネットプライスドットコム	2,331百万円	49.4%	ギャザリング事業、コマースインキュベーション事業

(4) 対処すべき課題

当社グループは、以下５点を主な経営課題と認識しております。

① インターネットメディア事業
「Ameba」を中心としたメディア事業の収益性の向上

② インターネット広告代理事業
営業提案力強化による売上高の拡大、利益率の向上

③ 投資育成事業
投資先企業の発掘と価値最大化

④ 生産性の向上

⑤ 経営管理体制の強化

これらの課題を解決して事業拡大・成長し続けるためには、強力な自社グループメディアの育成と優秀な人材の育成とが鍵になると考えており、「Ameba」を中心としたメディア企業としてのブランドの浸透や人材採用・育成の強化に積極的に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成21年９月30日現在）

事業内容	主な商品
メディア（ブログ関連）事業	「Ameba」、「アメーバピグ」、「プーペガール」及び「MicroAd」等のメディア運営等
メディア（広告・課金・コンテンツ）事業	PC及びモバイルメディアの運営、オンラインゲーム事業、外国為替証拠金取引、コンテンツ提供等
メディア（コマース）事業	オンラインショッピング事業等
インターネット広告代理事業	広告代理事業、SEM（検索エンジンマーケティング）事業等
投資育成事業	コーポレートベンチャーキャピタルによる投資、ファンド運営等

(6) 主要な営業所（平成21年９月30日現在）

当社	本社：東京都渋谷区 西日本事業部大阪支社：大阪市北区
株式会社シーエー・モバイル	東京都渋谷区
株式会社ネットプライスドットコム	東京都品川区
株式会社サイバーエージェントFX	東京都渋谷区

(7) 使用人の状況（平成21年９月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,036名 （462名）	163名増 （38名増）

（注） 使用人数は就業員数であり、パート及び派遣社員等の臨時使用人は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
760名 （126名）	15名増 （48名減）	28.9歳	3.4年

（注） 使用人数は就業員数であり、パート及び派遣社員等の臨時使用人は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成21年９月30日現在）

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社りそな銀行	334

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

２．会社の現況に関する事項

(1) 株式の状況（平成21年９月30日現在）

① 発行可能株式総数　2,607,040株

② 発行済株式の総数　648,343株

③ 株主数　28,818名

④ 大株主（上位10名）

株　　主　　名	持株数（株）	持株比率（%）
藤田　晋	162,332	25.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	38,192	5.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	28,674	4.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	26,872	4.14
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OMO4	23,909	3.69
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	14,797	2.28
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	11,840	1.83
第一生命保険相互会社特別勘定年金口	8,302	1.28
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	7,453	1.15
日高　裕介	7,308	1.13

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(平成21年９月30日現在)

		第５回新株予約権	第６回新株予約権
発行決議日		平成17年３月22日	平成18年４月13日
新株予約権割当の対象者		当社及び当社子会社の取締役及び従業員	当社及び当社子会社の取締役及び従業員
新株予約権の数		4,530個	6,095個
新株予約権の目的となる株式の数		9,060株	6,095株
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式	普通株式
新株予約権１個当たりの発行価額		無償	無償
権利行使時１株当たりの行使価額		207,873円	269,000円
権利行使期間		平成18年12月19日から平成23年12月18日まで	平成19年12月19日から平成27年12月18日まで
新株予約権の行使の条件		(別記)	(別記)
役員の保有状況	区分	取締役	取締役
	新株予約権の数	1,540個	1,640個
	新株予約権の目的となる株式の数	3,080株	1,640株
	保有者数	８名	８名

(注) １．社外取締役はおりません。
２．上記記載の第５回新株予約権の株式数及び行使価額につきましては、株式分割後の数値です。

(別記)

新株予約権の行使の条件

１．対象者が、権利行使時においても当社及び当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。
２．対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。
３．新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。
４．新株予約権の一部を行使することができる。
５．前各号の他、権利行使の条件については、当社と対象者との間で個別に締結する新株予約権付与に関する契約に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成21年９月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担　　当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤　田　　晋	CEO（最高経営責任者）	
専務取締役	西　條　晋　一	COO（最高執行責任者）	㈱サイバーエージェントFX 代表取締役
専務取締役	日　高　裕　介	メディア事業管轄	
常務取締役	中　山　　豪	経営本部管轄	
取　締　役	宇佐美　進　典	技術部門管轄	㈱ECナビ代表取締役CEO
取　締　役	高　村　彰　典	広告代理事業 （グループ）管轄	
取　締　役	曽　山　哲　人	人事本部管轄	
取　締　役	岡　本　保　朗	インターネット広告事業本部管轄	
常勤監査役	塩　月　燈　子		
監　査　役	堀　内　雅　生		㈱USEN内部統制室長
監　査　役	沼　田　　功		ファイブアイズ・ネットワークス㈱代表取締役 CJ-LINX Finance㈱代表取締役

（注）１．監査役堀内雅生氏及び監査役沼田功氏は、社外監査役であります。
２．常勤監査役である塩月燈子氏は、会計及び監査に関する相当程度の知見を有しております。
３．当事業年度中に就任した取締役
取締役曽山哲人氏及び取締役岡本保朗氏は、平成20年12月19日開催の第11回定時株主総会において選任され就任いたしました。
４．当事業年度中に辞任した取締役
専務取締役外川穣氏及び取締役渡辺健太郎氏は、平成20年10月３日付けで辞任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	支　給　額
取　締　役	９名	166百万円
監　査　役 （うち社外監査役）	３名 （２名）	12百万円 （4百万円）
合　計 （うち社外役員）	12名 （２名）	178百万円 （4百万円）

（注）１．上記取締役の支給人員及び支給額には、平成20年10月３日付けで辞任した１名を含んでおります。
２．取締役の報酬限度額は、平成15年12月15日開催の第６回定時株主総会決議において年額400百万円以内となっております。
３．監査役の報酬限度額は、平成10年３月17日開催の創立総会決議において年額30百万円以内となっております。

③　社外役員に関する事項

ⅰ．他の法人等との兼任状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

監査役堀内雅生氏は、㈱USENの使用人であります。なお、当社と㈱USENとの間に広告の販売取引等があります。

監査役沼田功氏は、ファイブアイズ・ネットワークス㈱及びCJ-LINX Finance㈱の代表取締役であります。なお、当社とファイブアイズ・ネットワークス㈱及びCJ-LINX Finance㈱との間に特別の利害関係はありません。

ⅱ．他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ⅲ．当事業年度における主な活動状況

	出　席・発　言　状　況
監査役　堀内雅生	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に財務・経理・税務・内部統制に関する豊富な経験、知識に基づく助言・提言を行っております。
監査役　沼田功	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に、経営コンサルティング会社の代表取締役としての豊富な経験、知識に基づく助言・提言を行っております。

ⅳ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	170百万円
公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	15百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	186百万円

（注）１．当社及び子会社のうち、会計監査人設置会社につきましては、有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
３．有限責任監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年７月１日をもって監査法人トーマツから名称変更しております。

③ 非監査業務の内容

財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務等であります。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り、「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会に請求し、取締役会はそれを審議いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、取締役会により全社的に統括する責任者が取締役の中から任命され、文書取扱規程、機密情報取扱規程、個人情報保護規程、インサイダー情報管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的記録により、保存しております。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理につき、緊急時対応規程において具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備しております。また、内部監査室は、内部監査規程に基づき、組織横断的なリスクの状況把握、監視を行い、定期的に取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告しております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率性につき、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標を担当取締役が定め、定期的に管理会計手法を用いて目標の達成をレビューし、結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保するシステムを採用しております。

④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務執行のモニタリングを経営本部が行い、必要に応じて社内教育、研修を実施しております。また、内部監査室は、監査役会と連携し、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監査を定期的に行い、取締役会に報告しております。

⑤ 株式会社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役会は、担当取締役に対し、数値目標を定め、リスクを管理し法令順守体制を構築する権限と責任を与えており、経営本部はこれらを横断的に推進し、管理しております。また、関係会社管理規程を設け、一定の重要事項及びリスク情報に関しては、本社取締役会に対して、事前に報告することを義務づけており、そのうち一定の事項に関しては取締役会の付議事項としております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役会は、内部監査室所属の使用人に、監査業務に必要な補助を依頼することができます。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助者の人事異動につき、監査役会の意見を尊重するものとしております。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

取締役及び経営本部は、以下の重要事項を定期的に常勤監査役に報告するものとし、監査役会において、当該報告を提出しております。

1） 重要な機関決定事項
2） 経営状況のうち重要な事項
3） 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
4） 内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
5） 重大な法令・定款違反
6） その他、重要事項

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は業務執行取締役及び重要な使用人に対してヒアリングを実施することができると共に、代表取締役社長、監査法人、法律顧問と意見交換等を実施しております。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、1998年の創業以来、「21世紀を代表する会社を創る」というビジョンのもと、インターネット総合サービス企業として事業展開し、この新しい産業で企業価値・株主共同の利益の向上に努めております。

当社の企業価値・株主共同の利益を向上させていくためには、豊富なインターネットビジネスの経験に基づき、魅力あるインターネットサービスを供給し続け、当社のブランド価値及びユーザー(生活者・利用者)や広告主から得られる信頼を積み上げていく必要があります。また、多様化するインターネットビジネスのノウハウや経験がある優秀な人材の確保も重要です。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社がこうして培ってきた企業価値の源泉を理解した上で、これを中長期的に確保し、向上することが可能な者である必要があります。

当社株式について大量買付等がなされる場合、これが企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する大量買付等が行われた際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付等に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付等を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えます。

② 基本方針の実現のための具体的取組みの内容

ⅰ．当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、ユーザー(生活者・利用者)及び広告主の両方向に接点を持ったビジネスモデルを特長としており、急激な成長・進化を遂げるインターネットビジネスの中で、双方の需要を敏感に察知し、当社ならではのスピードで常に新しい事業領域を創造し続けると共に、ユーザー及び広告主の信頼を構築しております。こうしたインターネットビジネスに関するノウハウ、経験、知識を持った人材の確保と経営のスピードこそが、当社のインターネット産業において激しい競争を勝ち抜く上での強みになっております。また、こうした強みを維持し続けるために、従業員を中心とする人的資産、企業文化、多数のユーザーに支持される優良コンテンツを生み出す制作力、ブランド価値、ユーザー及び広告主の信頼こそが当社の企業価値の源泉と考えており、ひいては株主共同の利益の源泉であると考えております。

当社は、当社の企業価値の源泉を活かし、「ユーザー及び広告主の信頼向上」「急激な変化を遂げるインターネットビジネスに勝ち抜くノウハウ、経験、知識を持った人材の確保」と「経営のスピード」を継続的に創出する為に、さまざまな施策を実施しております。一つは、自社内での事業開発及び事業拡大を重視し、人材と事業を同時に育成するプログラム「CAJJプログラム」です。事業ステージを業績に応じて５つのステージ(J1～J5)にランク分けし、昇格の期限や降格への明確な基準を設けることにより、新規事業の早期立ち上げを促進すると共に、事業の選択と集中がしやすいプログラムとなっております。

また、当社独自の役員交代制度「CA8(シーエーエイト)」を導入しております。建設的な取締役会運営のため取締役の人数を原則８名と定め、２年毎に原則２名の取締役を入れ替えます。この制度は、事業戦略にあわせた役員構成とし、経営人材を多く保有することで強い会社組織体をつくり、業績拡大を目指すため、平成20年より実施しております。

優秀な人材の確保においては、社内異動公募制度「キャリチャレ」等に代表される人事制度の導入や、働きやすい環境作り、長期雇用制度の開発を継続的に行っております。

さらに、企業価値を高める上で不可欠なコーポレート・ガバナンスの充実を目的として、(1)透明な経営(2)強固な管理体制(3)アカウンタビリティを果たすため、多様な施策を実施しております。ステークホルダーの方々の立場を尊重し、企業としての社会的責任を果たすため、法令のみならず社会規範の遵守及び企業倫理の確立と徹底を目的とした行動規範を定め、役職員等に対し遵守を求めています。取締役会においては、独立性の高い社外監査役２名が出席し、積極的に意見陳述を行うことにより、公正な意思決定が下されるよう、牽制を働かせております。また、当社は監査役会制度を採用し、各監査役が取締役の業務執行の適法性を監査しております。さらに、株主及び投資家に対する公平でタイムリーな情報提供、そして透明な経営を実現するため、積極的且つ迅速な情報開示を行っております。

今後も、当社の企業価値・株主共同の利益の最大化を図るための諸施策を推進してまいります。

ⅱ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年11月11日開催の当社取締役会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策」を、株主総会における株主の皆様の承認を条件として、従前の内容に所要の変更の上更新することを決議し、平成20年12月19日開催の当社第11回定時株主総会において、当該対応策を更新することの承認を得ております(以下、変更後の当該対応策を「本プラン」といいます。)。

本プランは、当社株式に対する大量買付等が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。

本プランは、原則として、(ⅰ)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、もしくは(ⅱ)当社が発行者である株券等について、公開買

付を行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付、またはこれら(ⅰ)もしくは(ⅱ)に類似する行為(以下、併せて「買付等」といいます。)を対象とします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等を行う買付者等には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、買付等の内容の検討に必要な情報及び本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。かかる書面は、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会に提供されますが、独立委員会が必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報の提供を求めることがあります。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、独立委員会が合理的に定める期間内(原則として60日以内とします。)に当社取締役会の買付者等の買付等の内容に対する意見や根拠資料、及び代替案(もしあれば)等の提出を求めることがあります。その後、独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間を設定し、その間、買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行い、また、必要があれば、買付者等との協議・交渉、株主に対する代替案の提示等を行います。以上に際し、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家等の助言を得ることができます。また、独立委員会は、株主に対して独立委員会が適切と判断する事項につき、独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、または当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等であるなど、本プランに定める要件のいずれかに該当すると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを実施することを勧告します。また、独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施を相当と判断する場合でも、本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。

本新株予約権は、１円を下限とし当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議において定める金額を払い込むことにより、原則として当社株式１株を取得することができるものですが、買付者等及びその他一定の者(以下、「特定買付者等」といいます。)による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が特定買付者等以外の者から当社株式と引換えに本新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づき本新株予約権を取得する場合、本新株予約権１個と引換えに、原則として当社株式１株が交付されます。特定買付者等以外の株主により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、特定買付者等以外の株主に対して当社株式が交付された場合には、特定買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施、または不実施の決議を行う

ものとします。また、当社取締役会は、独立委員会から株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議が勧告された場合には、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように速やかに株主総会の招集等を行い、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決された場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を行い、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うものとします。当社取締役会は、上記取締役会決議または株主総会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行います。

本プランの有効期間は、平成22年９月30日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、本プランの有効期間の満了前であっても、(ⅰ)当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または(ⅱ)当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会または独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

③　具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記②ⅰ.に記載した企業価値・株主共同の利益の最大化を図るための諸施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、本プランは、前記②ⅱ.に記載のとおり、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の承認を得た上で導入・更新されたものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い者のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である専門家等の助言を得ることができるとされていること、有効期間が２年と定められた上、当社取締役会により何時でも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

（平成21年９月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**56,549**	**流動負債**	**34,263**
現金及び預金	18,965	支払手形及び買掛金	6,682
受取手形及び売掛金	10,728	短期借入金	1,170
有価証券	100	外国為替取引顧客預り証拠金	19,534
たな卸資産	581	未払法人税等	1,137
営業投資有価証券	2,638	繰延税金負債	10
外国為替取引顧客預託金	13,816	ポイント引当金	490
外国為替取引顧客差金	5,467	その他	5,237
繰延税金資産	743	**固定負債**	**1,449**
その他	3,559	社債	900
貸倒引当金	△52	長期借入金	352
固定資産	**10,741**	繰延税金負債	169
有形固定資産	**1,625**	その他	27
建物及び構築物	997	**負債合計**	**35,712**
減価償却累計額	△521	（純資産の部）	
建物及び構築物（純額）	475	**株主資本**	**25,415**
工具、器具及び備品	3,502	資本金	6,771
減価償却累計額	△2,405	資本剰余金	5,106
工具、器具及び備品（純額）	1,096	利益剰余金	13,536
その他	52	**評価・換算差額等**	**316**
無形固定資産	**3,123**	その他有価証券評価差額金	436
のれん	1,061	為替換算調整勘定	△120
ソフトウエア	1,684	**新株予約権**	**13**
その他	377	**少数株主持分**	**5,834**
投資その他の資産	**5,993**		
投資有価証券	2,659		
繰延税金資産	902		
その他	2,954		
貸倒引当金	△523	**純資産合計**	**31,579**
資産合計	**67,291**	**負債純資産合計**	**67,291**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成20年10月１日から
平成21年９月30日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		93,897
売上原価		60,335
売上総利益		33,562
販売費及び一般管理費		29,078
営業利益		4,483
営業外収益		
受取利息	41	
投資有価証券売却益	22	
持分法による投資利益	35	
その他	93	193
営業外費用		
支払利息	31	
投資有価証券評価損	76	
消費税等調整額	132	
為替差損	43	
その他	46	329
経常利益		4,347
特別利益		
投資有価証券売却益	2	
関係会社株式売却益	810	
貸倒引当金戻入額	10	
持分変動益	14	
その他	109	947
特別損失		
固定資産除却損	206	
減損損失	872	
固定資産臨時償却費	172	
投資有価証券売却損	12	
投資有価証券評価損	1,099	
移転費用	267	
その他	76	2,707
税金等調整前当期純利益		2,587
法人税、住民税及び事業税		1,829
法人税等調整額		△721
少数株主利益		211
当期純利益		1,268

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成20年10月１日から
平成21年９月30日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
株主資本	
資本金	
前期末残高	6,771
当期末残高	6,771
資本剰余金	
前期末残高	5,106
当期末残高	5,106
利益剰余金	
前期末残高	12,535
当期変動額	
剰余金の配当	△453
連結子会社等の増加に伴う利益剰余金の増加	270
連結子会社等の減少に伴う利益剰余金の減少	△74
連結子会社等の増加に伴う利益剰余金の減少	△9
当期純利益	1,268
当期変動額合計	1,001
当期末残高	13,536
株主資本合計	
前期末残高	24,413
当期変動額	
剰余金の配当	△453
連結子会社等の増加に伴う利益剰余金の増加	270
連結子会社等の減少に伴う利益剰余金の減少	△74
連結子会社等の増加に伴う利益剰余金の減少	△9
当期純利益	1,268
当期変動額合計	1,001
当期末残高	25,415
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△180
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	616
当期変動額合計	616
当期末残高	436

科　　目	金　　額
為替換算調整勘定	
前期末残高	△39
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△80
当期変動額合計	△80
当期末残高	△120
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△219
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	535
当期変動額合計	535
当期末残高	316
新株予約権	
前期末残高	5
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7
当期変動額合計	7
当期末残高	13
少数株主持分	
前期末残高	5,946
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△111
当期変動額合計	△111
当期末残高	5,834
純資産合計	
前期末残高	30,146
当期変動額	
剰余金の配当	△453
連結子会社等の増加に伴う利益剰余金の増加	270
連結子会社等の減少に伴う利益剰余金の減少	△74
連結子会社等の増加に伴う利益剰余金の減少	△9
当期純利益	1,268
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	431
当期変動額合計	1,432
当期末残高	31,579

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　51社

・主要な連結子会社の名称

株式会社シーエー・モバイル

株式会社ECナビ

株式会社ネットプライスドットコム

株式会社サイバーエージェントFX

株式会社ジークレスト

株式会社サイバーエージェント・インベストメント

株式会社サイバー・バズ

サイバーエージェントCA-Ⅰ投資事業有限責任組合

投資事業組合CAJ-1

② 主要な非連結子会社の名称等

・主要な非連結子会社

微告亞洲集團有限公司

・連結の範囲から除いた理由

微告亞洲集團有限公司他２社につきましては、いずれも小規模であり、合計の純資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の状況

・持分法を適用した関連会社数　　５社

・主要な会社等の名称

株式会社エムシープラス

CA-JAICチャイナ・インターネットファンド

② 持分法を適用しない非連結子会社または関連会社の状況

・持分法を適用しない非連結子会社数　　３社

・主要な会社等の名称

微告亞洲集團有限公司

・持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社はいずれも、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類

に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しています。

③　議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況

・当該会社等の名称

ジークラウド株式会社

・関連会社としなかった理由

小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

④　持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

①　連結の範囲の変更

納得福来速商務咨詢（上海）有限公司、株式会社ウェブリアル、株式会社CyberZ、株式会社TMN、株式会社サムザップにつきましては、当連結会計年度に新規設立したことに伴い、連結の範囲に含めております。

中國易市網絡投資有限公司、上海易市网絡信息有限公司は従来、持分法を適用する関連会社としておりましたが、重要性が増したため連結の範囲に含めております。

CyberAgent America, Inc.は従来、持分法を適用しない非連結子会社としておりましたが、重要性が増したため連結の範囲に含めております。

株式会社イデアコミュニケーション、株式会社ユーフォロスにつきましては、当連結会計年度中に株式を売却したことにより、連結の範囲から除外しております。

株式会社ケータイソリューション、株式会社ニュース・サービス・センター、株式会社アレグロワークスにつきましては、当連結会計年度に吸収合併されたことにより連結の範囲から除外しております。

株式会社サイバーエージェントプラス、株式会社サバンナ、株式会社ネットプライスインキュベーションにつきましては、当連結会計年度に清算結了したことにより連結の範囲から除外しております。

②　持分法の適用の範囲の変更

株式会社dangoは、当連結会計年度において新規に株式を取得したことにより持分法を適用する関連会社としております。

株式会社トラフィックゲートは「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第22号　平成20年５月13日）を適用し、当連結会計年度中より持分法の適用範囲としましたが、当連結会計年度中に株式を売却したことに伴い、持分法の適用範囲から除外しております。

中國易市網絡投資有限公司及び上海易市网絡信息有限公司につきましては、当連結会計年度において連結の範囲に含めることとなったため、持分法を適用する関連会社から除外しております。

株式会社クロス・マーケティングは持分比率が低下したため、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社サイバーエージェントFXの決算日は３月31日であり、他４社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日において、連結計算書類作成の基礎となる計算書類を作成するために必要とされる決算を行っております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、関連会社である投資事業組合に対する出資金については、④投資事業組合への出資金に係る会計処理に基づき処理しております。

ロ．デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

ハ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は建物10～15年、工具、器具及び備品４～８年であります。

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における見込

利用可能期間（５年以内）による定額法を採用しております。

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法を採用しております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．ポイント引当金

自社グループメディア会員等の将来のポイント行使による支出に備えるため、当連結会計年度に付与したポイントに対し利用実績率等に基づき算出した、翌連結会計年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

④　投資事業組合への出資金に係る会計処理

投資事業組合への出資金に係る会計処理は、主に組合の当連結会計年度に係る計算書類に基づいて、組合の資産、負債、収益及び費用を連結会社の出資持分割合に応じて計上しております。

⑤　外国為替証拠金取引に係る会計処理

顧客との約定取引により生じる約定金額と、カウンターパーティとのカバー取引により生じる約定金額との差額を連結損益計算書上の売上高に計上しております。

顧客の未決済取引に係る評価損益は全ての外国為替証拠金取引に係る評価損益を合算し相殺して算出しており、これと同額を連結貸借対照表上の外国為替取引顧客差金勘定に計上しております。

顧客から受け入れた証拠金は連結貸借対照表上の外国為替取引顧客預り証拠金勘定に計上しております。

また、顧客から受け入れた証拠金は金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第1項第1号に定める金融機関に対する金銭信託の方法により自己の資産と区分管理しており、連結貸借対照表上の外国為替取引顧客預託金勘定に計上しております。

⑥　その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

⑦　連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(6) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

(7) のれんの償却に関する事項

個別案件毎に判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。なお、金額的に重要性のな

い場合には、発生時に全額償却しております。

(8) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

① 当連結会計年度から平成18年７月５日公布の「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会　企業会計基準第９号）を適用しております。なお、この変更による損益に及ぼす影響は軽微であります。

② 当連結会計年度から平成19年３月30日公布の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会　企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会　企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

この変更が損益に与える影響はありません。

(9) 表示方法の変更

（連結貸借対照表）

① 従来投資その他の資産で表示しておりました「長期貸付金」は当連結会計年度末において資産の総額の100分の1以下となったため、投資その他の資産「その他」として表示しております。なお、当連結会計年度末における「長期貸付金」の金額は32百万円であります。

② 前連結会計年度において有形固定資産の「建物及び構築物」「工具、器具及び備品」につきましては、減価償却累計額を取得価額から直接控除した純額のみを記載しておりましたが、当連結会計年度より区分掲記することに変更しました。なお、前連結会計年度の減価償却累計額は以下の通りであります。

建物及び構築物	295百万円
工具、器具及び備品	1,862百万円

（連結損益計算書）

① 前連結会計年度まで区分掲記しておりました「固定資産売却益」は当連結会計年度において、特別利益の総額の100分の10以下となったため、特別利益「その他」に含めて表示しております。

なお、当連結会計年度における「固定資産売却益」の金額は1百万円であります。

② 前連結会計年度まで区分掲記しておりました「事業撤退損」は当連結会計年度において、特別損失の総額の100分の10以下となったため、特別損失「その他」に含めて表示しております。

なお、当連結会計年度における「事業撤退損」の金額は0百万円であります。

２．連結貸借対照表に関する注記

たな卸資産の内訳は下記の通りであります。

商品	299百万円
仕掛品	256百万円
その他	25百万円
合計	581百万円

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

当連結会計年度末の株式数　　648,343株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

平成20年12月19日開催第11回定時株主総会決議による配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年12月19日定時株主総会	普通株式	453	700	平成20年９月30日	平成20年12月22日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成21年12月18日開催予定の第12回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当（円）	基準日	効力発生日
平成21年12月18日定時株主総会	普通株式	648	利益剰余金	1,000	平成21年９月30日	平成21年12月21日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	第５回新株予約権	第６回新株予約権
発行決議日	平成17年３月22日	平成18年４月13日
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	9,060株	6,095株

（注）　上記記載の第５回新株予約権の株式数につきましては、株式分割後の数値です。

４．１株当たり情報に関する注記

(1)　１株当たり純資産額　　39,687円65銭

(2)　１株当たり当期純利益　　1,955円96銭

５．重要な後発事象

１．連結子会社株式会社ネットプライスドットコム株式の一部売却及び重要な連結範囲の変更

当社グループは、平成21年10月29日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社ネットプライスドットコム（以下、「ネットプライス」という。）株式の一部譲渡を決議し、同日付で締結した株式の譲渡契約に基づき、平成21年11月５日に同社株式を売却しました。

(1)　株式売却の理由

当社は、ネットプライスが平成16年７月に東証マザーズに上場して以来、段階的に持株比率を下げ、平成21年９月30日時点において48.5%の株式を保有しておりましたが、注力事業「Ameba」を中心とした高収益なビジネスモデルを目指す中、「選択と集中」という観点から、ネットプライス株式を譲渡することといたしました。

(2)　売却先の概要

佐藤輝英（当社連結子会社株式会社ネットプライスドットコム代表取締役社長兼グループCEO）
当社との間には資本関係・取引関係はありません。

(3)　売却の時期

譲渡日　　：　平成21年11月５日

(4)　当該子会社の名称、事業内容及び会社との取引内容

名称　　：　株式会社ネットプライスドットコム
主な事業の内容　　：　ギャザリング事業、コマースインキュベーション事業を中心としたネットプライスグループの株式保有を通じた企業グループ統括・運営等

ネットプライスグループの連結財政状態及び経営成績（平成21年９月期）

純資産	4,305百万円
総資産	6,724百万円
１株当たり純資産	37,995.20円
売上高	13,140百万円
経常利益	275百万円
当期純利益	87百万円
１株当たり当期純損益	787.33円

当社との取引内容　　：平成21年９月期、当社の広告主として７百万円の広告出稿。

当社との関係

・資本関係

当社は、平成21年９月30日時点において、ネットプライスの普通株式54,840株（持株比率48.5%）を保有しておりました。

・人的関係

当社専務取締役日高裕介が、ネットプライスの取締役を兼務しておりましたが平成21年10月29日付で辞任しております。

(5) 売却した株式の数、売却価額、売却損益及び売却後の持分比率

① 売却した株式の数：普通株式 12,000株

② 売却価額 ：918百万円

③ 売却損益 ：特別利益 451百万円

④ 売却後の持分比率：37.9%

(株価算定の根拠)

本契約締結日前日の東京証券取引所におけるネットプライスの普通株式の終値及び本契約締結日の属する月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における普通株式の終値の出来高加重平均値を単純平均した価額により計算しております。

(6) 重要な連結範囲の変更

平成21年10月29日開催の取締役会決議により、当社と佐藤輝英氏との株主間契約を合意解約し、共同保有関係が解消され、ネットプライスは平成21年10月29日に連結子会社から持分法適用関連会社に異動しています。その結果、平成21年10月１日以降、ネットプライスの経営成績は、連結損益計算書において持分法による投資損益として反映されます。

２．株式会社ジークレストの完全子会社化

当社は平成21年10月１日をもって、当社の連結子会社である株式会社ジークレストの株式を取得し、同社は当社の完全子会社となりました。

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、並びに取引の目的を含む取引の概要

① 被取得企業の名称 ：株式会社ジークレスト

② 事業の内容 ：オンラインゲームの企画、開発、運営、販売
携帯電話向けコンテンツの企画、開発、運営、販売

③ 企業結合の法的形式 ：株式取得

④ 取引の目的を含む取引の概要

昨今当社の注力事業「Ameba」においても課金事業を開始しており、グループシナジーを最大限に活かしサービスの充実をはかると同時に、課金事業を多元的に強化し収益を拡大させることを目的に、同社を完全子会社といたしました。

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

① 被取得企業の取得原価

1,424百万円

② 取得原価の内訳

株式取得費用

1,424百万円

全て現金で支出しております。

(3) 実施した会計処理の概要

「連結財務諸表原則 第四 5 子会社株式の追加取得及び一部売却等」に基づき会計処理をしております。

(4) 発生したのれんの金額等

① のれんの金額

1,142百万円

② 発生原因

企業結合時の時価純資産のうち少数株主に帰属する金額が取得原価を下回ったため、その差額をのれんとして認識いたしました。

③ 償却の方法及び償却期間

のれんの償却については、10年の定額法で償却いたします。

貸　借　対　照　表

（平成21年９月30日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流　動　資　産	**13,948**	**流　動　負　債**	**5,776**
現金及び預金	5,414	買掛金	3,436
受取手形	33	1年内償還予定の社債	200
売掛金	4,852	1年内返済予定の長期借入金	132
リース投資資産	1	リース債務	1
有価証券	77	未払金	766
仕掛品	18	未払費用	264
営業投資有価証券	2,460	未払法人税等	457
前払費用	222	未払消費税等	184
繰延税金資産	124	前受金	225
未収入金	427	預り金	62
その他	362	ポイント引当金	45
貸倒引当金	△46	**固　定　負　債**	**913**
固　定　資　産	**9,189**	社債	700
有形固定資産	**486**	長期借入金	202
建物	374	リース債務	6
減価償却累計額	△282	その他	5
建物（純額）	91	**負債合計**	**6,690**
工具、器具及び備品	1,267	**（純資産の部）**	
減価償却累計額	△897	**株　主　資　本**	**16,107**
工具、器具及び備品（純額）	370	**資　本　金**	**6,771**
建設仮勘定	24	**資本剰余金**	**5,106**
無形固定資産	**472**	資本準備金	1,858
ソフトウエア	413	その他資本剰余金	3,248
ソフトウエア仮勘定	58	**利益剰余金**	**4,229**
その他	1	その他利益剰余金	4,229
投資その他の資産	**8,229**	繰越利益剰余金	4,229
投資有価証券	1,383	**評価・換算差額等**	**339**
関係会社株式	5,598	その他有価証券評価差額金	425
従業員に対する長期貸付金	2	為替換算調整勘定	△85
関係会社長期貸付金	280		
破産更生債権等	15		
繰延税金資産	170		
敷金及び保証金	889		
その他	13		
貸倒引当金	△122	**純資産合計**	**16,447**
資産合計	**23,138**	**負債純資産合計**	**23,138**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成20年10月１日から
平成21年９月30日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売上高		42,442
売上原価		34,041
売上総利益		8,401
販売費及び一般管理費		8,583
営業損失		182
営業外収益		
受取利息	9	
有価証券利息	14	
受取配当金	165	
為替差益	14	
その他	37	241
営業外費用		
支払利息	5	
社債利息	7	
投資有価証券評価損	45	
社債発行費	10	
貸倒引当金繰入額	24	
その他	2	96
経常損失		38
特別利益		
貸倒引当金戻入額	10	
関係会社株式売却益	822	
その他	2	835
特別損失		
固定資産除却損	40	
減損損失	45	
投資有価証券評価損	558	
固定資産臨時償却費	142	
移転費用	219	
関係会社株式評価損	18	
その他	21	1,045
税引前当期純損失		248
法人税、住民税及び事業税		92
法人税等調整額		△515
当期純利益		174

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成20年10月１日から
平成21年９月30日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
株主資本	
資本金	
前期末残高	6,771
当期末残高	6,771
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	1,858
当期末残高	1,858
その他資本剰余金	
前期末残高	3,248
当期末残高	3,248
資本剰余金合計	
前期末残高	5,106
当期末残高	5,106
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	4,508
当期変動額	
剰余金の配当	△453
当期純利益	174
当期変動額合計	△279
当期末残高	4,229
利益剰余金合計	
前期末残高	4,508
当期変動額	
剰余金の配当	△453
当期純利益	174
当期変動額合計	△279
当期末残高	4,229
株主資本合計	
前期末残高	16,387
当期変動額	
剰余金の配当	△453
当期純利益	174
当期変動額合計	△279
当期末残高	16,107

科　　目	金　　額
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△161
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	586
当期変動額合計	586
当期末残高	425
為替換算調整勘定	
前期末残高	－
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△85
当期変動額合計	△85
当期末残高	△85
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△161
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	501
当期変動額合計	501
当期末残高	339
純資産合計	
前期末残高	16,225
当期変動額	
剰余金の配当	△453
当期純利益	174
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	501
当期変動額合計	221
当期末残高	16,447

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合等に対する出資金については、(4) 投資事業組合（投資事業有限責任組合を含む）への出資金に係る会計処理に基づき処理しております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は建物10～15年、工具、器具及び備品４～８年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における見込み利用期間（５年以内）による定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を計上しております。

② ポイント引当金

ライフマイル会員等の将来のポイント行使による支出に備えるため、当事業年度に付与したポイントに対し利用実績率等に基づき算出した、翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

(4) 投資事業組合（投資事業有限責任組合を含む）への出資金に係る会計処理

投資事業組合（投資事業有限責任組合を含む）への出資金に係る会計処理は、主に組合の計算書類に基づいて、組合の資産、負債、収益及び費用を出資持分割合に応じて計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

会計処理の原則及び手続の変更

① 当事業年度から平成18年７月５日公布の「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会　企業会計基準第９号）を適用しております。なお、この変更による損益に及ぼす影響は軽微であります。

② 当事業年度から平成19年３月30日公布の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会　企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会　企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。ただし、当事業年度に新たに開始したリース取引はありません。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。この変更が損益に与える影響はありません。

(7) 表示方法の変更

① 前事業年度まで区分掲記しておりました「投資有価証券売却益」は当事業年度において、特別利益の総額の100分の10以下となったため、特別利益「その他」に含めて表示しております。

なお、当事業年度における「投資有価証券売却益」の金額は0百万円であります。

② 前事業年度まで区分掲記しておりました「関係会社整理損」は当事業年度において、特別損失の総額の100分の10以下となったため、特別損失「その他」に含めて表示しております。

なお、当事業年度における「関係会社整理損」は0百万円であります。

③ 前事業年度において有形固定資産の「建物」「工具、器具及び備品」につきましては、減価償却累計額を取得価額から直接控除した純額のみを記載しておりましたが、当事業年度より区分掲記することに変更しました。なお、前事業年度の減価償却累計額は以下の通りであります。

建物	110百万円
工具、器具及び備品	734百万円

２．貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

売掛金	304百万円
未収入金	380百万円
その他の資産等	258百万円
買掛金	331百万円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引は以下のとおりであります。

受取配当金	157百万円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数に関する事項

自己株式はありません。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
営業投資有価証券評価損	200百万円
未払事業税否認	21百万円
投資有価証券評価損	519百万円
関係会社株式評価損	521百万円
固定資産減損損失否認	66百万円
ソフトウェア償却超過額	120百万円
繰越欠損金	128百万円
臨時償却費否認	57百万円
移転費用否認	85百万円
その他	296百万円
小計	2,018百万円
評価性引当金	△1,715百万円
繰延税金資産合計	302百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価額差金	△8百万円
小計	△8百万円
繰延税金負債合計	△8百万円
繰延税金資産(負債)の純額	294百万円

６．リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額（百万円）	減価償却累計額相当額（百万円）	減損損失累計額相当額（百万円）	期末残高相当額（百万円）
工具、器具及び備品	190	125	－	64
ソフトウェア	2	2	－	0
合計	192	127	－	64

② 未経過リース料期末残高相当額等

1年内	34百万円
1年超	31百万円
合計	66百万円

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	37百万円
減価償却費相当額	36百万円
支払利息相当額	1百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

７．関連当事者との取引に関する注記

(1) 当社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

該当する事項はありません。

(2) 当社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
連結子会社	㈱サイバーエージェントFX	東京都渋谷区	490	外国為替証拠金取引事業	（所有）直接　100.0	役員の兼任	連結納税入金予定額	―	未収入金	338

(3) 当社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当する事項はありません。

８．１株当たり情報に関する注記

(1)　１株当たり純資産額　25,368円99銭

(2)　１株当たり当期純利益　269円40銭

９．重要な後発事象

１．連結子会社株式会社ネットプライスドットコム株式の一部売却

当社は、平成21年10月29日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社ネットプライスドットコム（以下、「ネットプライス」という。）株式の一部譲渡を決議し、同日付で締結した株式の譲渡契約に基づき、平成21年11月５日に同社株式を売却しました。

(1) 株式売却の理由

当社は、ネットプライスが平成16年７月に東証マザーズに上場して以来、段階的に持株比率を下げ、平成21年９月30日時点において48.5%の株式を保有しておりましたが、注力事業「Ameba」を中心とした高収益なビジネスモデルを目指す中、「選択と集中」という観点から、ネットプライス株式を譲渡することといたしました。

(2) 売却先の概要

佐藤輝英（当社連結子会社株式会社ネットプライスドットコム代表取締役社長兼グループCEO）
当社との間には資本関係・取引関係はありません。

(3) 売却の時期

譲渡日　　：　平成21年11月５日

(4) 当該子会社の名称、事業内容及び会社との取引内容

名称　　：　株式会社ネットプライスドットコム
主な事業の内容　　：　ギャザリング事業、コマースインキュベーション事業を中心としたネットプライスグループの株式保有を通じた企業グループ統括・運営等

ネットプライスグループの連結財政状態及び経営成績（平成21年９月期）

純資産	4,305百万円
総資産	6,724百万円
１株当たり純資産	37,995.20円
売上高	13,140百万円
経常利益	275百万円
当期純利益	87百万円
１株当たり当期純損益	787.33円

当社との取引内容　　：平成21年９月期、当社の広告主として７百万円の広告出稿。
当社との関係
・資本関係

当社は、平成21年９月30日時点において、ネットプライスの普通株式54,840株（持株比率48.5%）を保有しておりました。

・人的関係

当社専務取締役日高裕介が、ネットプライスの取締役を兼務しておりましたが平成21年10月29日付で辞任しております。

(5) 売却した株式の数、売却価額、売却損益及び売却後の持分比率

① 売却した株式の数：普通株式 12,000株

② 売却価額 ：918百万円

③ 売却損益 ：特別利益 786百万円

④ 売却後の持分比率：37.9%

(株価算定の根拠)

本契約締結日前日の東京証券取引所におけるネットプライスの普通株式の終値及び本契約締結日の属する月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における普通株式の終値の出来高加重平均値を単純平均した価額により計算しております。

2．株式会社ジークレストの完全子会社化

当社は平成21年10月１日をもって、当社の連結子会社である株式会社ジークレストの株式を取得し、同社は当社の完全子会社となりました。

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、並びに取引の目的を含む取引の概要

① 被取得企業の名称 ：株式会社ジークレスト

② 事業の内容 ：オンラインゲームの企画、開発、運営、販売
携帯電話向けコンテンツの企画、開発、運営、販売

③ 企業結合の法的形式 ：株式取得

④ 取引の目的を含む取引の概要

昨今当社の注力事業「Ameba」においても課金事業を開始しており、グループシナジーを最大限に活かしサービスの充実をはかると同時に、課金事業を多元的に強化し収益を拡大させることを目的に、同社を完全子会社といたしました。

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

① 被取得企業の取得原価

1,424百万円

② 取得原価の内訳

株式取得費用

1,424百万円

全て現金で支出しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年11月10日

株式会社サイバーエージェント
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　吉　村　孝　郎　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　早稲田　　宏　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社サイバーエージェントの平成20年10月１日から平成21年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバーエージェント及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は所有する株式会社ネットプライスドットコムの普通株式の一部を譲渡し、同社は連結子会社から持分法関連会社に異動した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年11月10日

株式会社サイバーエージェント
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　吉　村　孝　郎　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　早稲田　　宏　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社サイバーエージェントの平成20年10月１日から平成21年９月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追加情報
　重要な後発事象に記載されているとおり、会社は所有する株式会社ネットプライスドットコムの普通株式の一部を譲渡した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成20年10月１日から平成21年９月30日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年11月13日

株式会社サイバーエージェント監査役会

常勤監査役　塩　月　燈　子　㊞

監　査　役　堀　内　雅　生　㊞

監　査　役　沼　田　　功　㊞

(注)　監査役堀内雅生及び監査役沼田功は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、事業の成長、資本効率の改善等による中長期的な株式価値の向上とともに、業績に連動した配当を継続的に実施していきたいと考えております。この配当方針に基づき、第12期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金1,000円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は648,343,000円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成21年12月21日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由（株券電子化に伴う変更）

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主及び実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正及び追加等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１条～第６条 （条文省略）	第１条～第６条 （現行どおり）
（株券の発行） 第７条　当会社は、株式に係る株券を発行する。	（削除）
第８条 （条文省略）	第７条 （現行どおり）
第９条 （条文省略）	第８条 （現行どおり）
（株主名簿管理人） 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２．　株主名簿管理人及びその取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ３．　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。	（株主名簿管理人） 第９条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２．　株主名簿管理人及びその取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ３．　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
（基準日） 第11条 当会社は毎事業年度末の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。	（基準日） 第10条 当会社は毎事業年度末の最終の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。
第12条～42条 （条文省略）	第11条～第41条 （現行どおり）

第３号議案　当社取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

当社取締役に対し、株主価値・企業価値を重視した経営を一層推進することを目的としたストックオプションとしての新株予約権を、本定時株主総会の日から１年以内に発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。この新株予約権は、既に第６回定時株主総会にてご承認頂いている金銭報酬額とは別枠で、金銭でない報酬として総額９千万円の範囲にて設定するものであります。

ストックオプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

尚、現在の当社取締役の員数は８名であります。

１．取締役に対し、新株予約権を発行する理由

当社は、当社連結業績に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、企業価値の向上と経営体質のさらなる強化を図ることを目的とし、当社取締役に対して、職務執行の対価として、以下の２．に記載の新株予約権を発行するものであります。

２．新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当対象者

当社取締役８名に割り当てるものとする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、1,600株を上限とする。

ただし、本定時株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）以降、当社が当社普通株式につき株式分割、株式無償割当または株式併合等を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、本総会決議日以降、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(3) 新株予約権の総数

1,600個を上限とする。

（新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式１株とする。ただし、当社が（2）に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないものとする。

(5) 新株予約権の割当日

新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるのものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の前日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の前日の終値とする。

なお、割当日以降、当社が当社普通株式につき株式分割、株式無償割当または株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（転換予約権付株式及び強制転換条項付株式の転換並びに単元未満株式売渡請求権及び新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日以降、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から２年を経過した日の翌日より２年以内とする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の権利行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、当社従業員、当社子会社取締役並びに当社子会社従業員であることを要するものとする。

(11) 新株予約権の取得条項

次の①、②または③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(12) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、新株予約権の割当日における当社株価及び行使価額等をもとにブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正な評価単価に基づくものとする。

(13) 募集事項の決定の委任等

上記に定めるもののほか、新株予約権の募集事項及び細目事項については、本定時株主総会後に開催される取締役会決議により定めるものとする。

以　上

メモ欄

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都渋谷区桜丘町26番１号
セルリアンタワー東急ホテル内　地下２階ボールルーム
連絡先　03-3476-3000（ホテル代表番号）

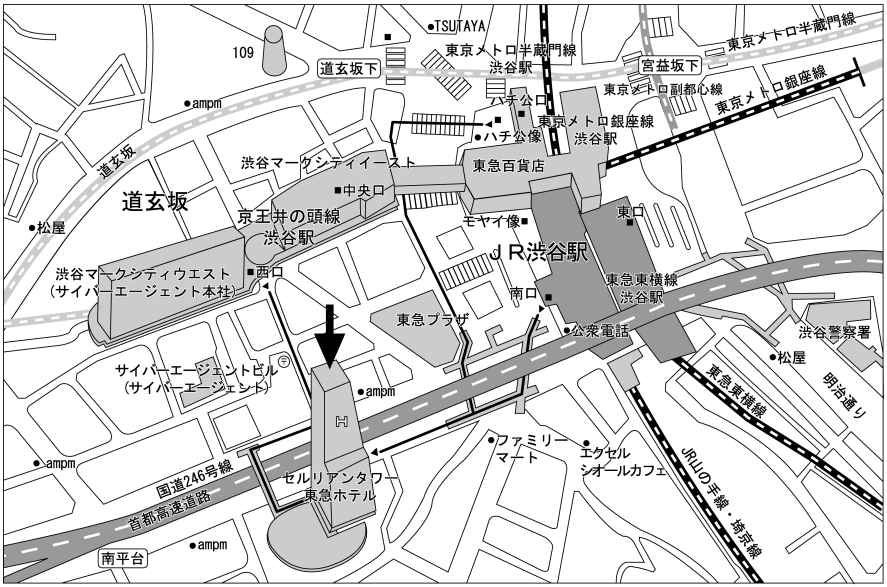

交通のご案内
■ＪＲ山の手線・埼京線、東京メトロ銀座線・東京メトロ半蔵門線・
東京メトロ副都心線、東急東横線・田園都市線、京王井の頭線の
「渋谷駅」より徒歩５分